

会長及び副会長の選出について

1. 会長及び副会長の選出に関する要綱上の規定について

○大津町地域公共交通会議設置要綱 [抜粋]

(会長及び副会長)

第4条 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、公共交通会議を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して交通会議の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

2. 会長及び副会長の提案について

会長及び副会長の選任については、「大津町地域公共交通会議設置要綱」第4条第1項の規定により、委員の皆様の互選によって決めることとされています。

事務局としましては、前回任期において、大津町地域公共交通計画策定に係るとりまとめに尽力され、これまでの審議計画も熟知されていることを踏まえ、熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター教授の柿本竜治委員を会長に、大津町区長会副会長の源川貞夫委員を副会長にお願いすることを提案させていただきます。

(事務局提案)

| 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|-----|-------|-------------------------------------|
| 会 長 | 柿本 竜治 | 国立大学法人熊本大学 くまもと水循環・減災研究教育センター 教授 |
| 副会長 | 源川 貞夫 | 大津町区長会 副会長 |

3. 選任

柿本竜治委員を会長に、源川貞夫委員を副会長と選任することについて、別紙【回答書】により御回答をお願いいたします。